

## 文京学院大学ネットワーク「BGU-NET」利用細則

### (趣 旨)

第 1 条 この細則は、文京学院大学情報教育研究センター規程第 3 条 2 項に基づきネットワークの利用に関して必要な事項を定める。

### (名 称)

第 2 条 文京学院大学ネットワークの名称を「BGU-NET」とする。

### (目的および業務)

第 3 条 本ネットワークは、次のことを目的とする。

- ( 1 ) 文京学院大学内における学術研究および教育用の各ネットワークを相互に接続し、統合すること。
  - ( 2 ) 学術研究、教育およびそれらに関する管理業務。
- 2 各学部のネットワークの管理・運用、利用に関する事項は、別に定める。

### (運 用)

第 4 条 本ネットワークの管理・運用は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 情報教育研究センターが管理・運用を行う。
- ( 2 ) 運用にあたり、管理責任者および運用担当者を定めるものとする。

### (利用資格者)

第 5 条 本ネットワークの利用資格者は、次の各号に掲げる者とする。

- ( 1 ) 本学専任教職員
- ( 2 ) 本学の学生および大学院生
- ( 3 ) 本学の教員と共同して研究を行っている学外の研究者

### (利用者の責務)

第 6 条 本ネットワークの利用について、利用者個人が一切の責任を負うものとする。

### (改 正)

第 7 条 本細則の改正は、情報教育研究センター運営委員会の議に基づき、各学部教授会の議を経るものとする。

### 附 則

- 1 この細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この細則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。